

製剤室

院内製剤及び注射薬の 混注（無菌調製）の取扱い

1. 院内製剤（別記院内製剤一覧参照）

請求は処方・注射オーダー、手書き処方箋、処置薬請求票（ピンク伝票）により行う。

繁用される院内製剤で在庫がある場合は、一般の薬剤と同様に交付する。

在庫補充の請求の場合は一般の処置薬と同様（毎週月、木曜日）に交付する。月曜交付分は前の週の金曜日、木曜日交付分はその週の月曜日 17:00 までに請求しておく。

予調製していない院内製剤については、事前に製剤室（Tel：2666）へ連絡後、手書き処方箋にて請求する。休日は原則として取り扱わない。特に月・木曜日が休日の場合は交付されないため注意する。

※新規製剤の調製依頼については、事前に製剤室（Tel：2666）へ連絡後、新規製剤調製依頼書（様式①）に必要事項を記入の上、当該薬品の有効性・安全性を立証する文献を添えて薬務室へ提出する。調製の可否は医薬品等治験・臨床研究審査委員会において審査する。

2. 抗悪性腫瘍剤

抗がん剤混注依頼時の規則(別記参照)に従う

1. 入院:事前に診療科との話し合いにより取り決めた薬剤について混注する。製剤室での混注を依頼する場合は、注射オーダーにて Rp 毎に「製剤室にて混注」の定型コメントを入力して請求する。併せて必ず実施予定時刻を入力すること。薬剤の安定性を考慮し、実施予定時刻に合わせて調製・交付する。
2. 外来:レジメン審査委員会において承認された薬剤で、外来調製室にて施行の連絡のあった薬剤を混注する。外来注射オーダー時に Rp 毎に「製剤室にて混注」の定型コメントを入力して請求する。薬剤は実施日に外来化学療法室で交付する。休日は原則として取り扱わない。
3. 混注申し合わせ:原則としてオーダーされたとおりに混注する。したがって混注する薬液量が多い容器に入りきれない場合は、予め輸液の量を減じてオーダーすること。粉末・凍結乾燥の抗悪性腫瘍剤の場合、原則として1バイアルあたり添付文書で定められた液量で溶解し、投与量に相当する液量を混注する。

※事前に取り決めのない診療科については、製剤室(Tel:2666)へ電話連絡すること。